

埼玉県特定個人情報保護評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価における、法第28条第1項に規定する評価書（以下「評価書」という。）について意見を聴くため、埼玉県特定個人情報保護評価委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 委員会は、県の評価実施機関が作成する評価書に記載された、法第2条第9号の特定個人情報ファイルの取扱いに対して、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし、評価書の適合性及び妥当性について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 会議は、委員過半数の出席がなければ開催することができないものとする。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事録)

第5条 委員会は議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、委員長のほか、出席した委員のうちから委員長が指名する委員が署名しなければならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画財政部情報システム戦略課に置く。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。